

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500044 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500008 号

第1 結論

請求者のA社における平成4年1月1日から平成5年3月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年1月から平成5年2月までの標準報酬月額については、32万円から53万円とする。

平成4年1月から平成5年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月1日から平成5年3月21日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して減額訂正されている。取締役だったが、B業務を担当しており、社会保険事務には一切関わっていないので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月21日）の後の平成5年5月7日付けで、平成4年の定時決定を取り消し、同年1月1日に遡って32万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成5年5月7日付けで平成4年1月1日又は資格取得日に遡って標準報酬月額が引き下げられている者が事業主を含め4人確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険料の滞納処分票は確認できないものの、請求者及び従業員二人が、請求期間当時、給与の遅配があった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年5月7日付けで行われた遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500380 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500010 号

第1 結論

請求者のA社における平成 24 年 7 月 10 日の標準賞与額を 31 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 45 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 7 月 10 日

A社における、平成 24 年 7 月 10 日支給分の賞与に係る年金記録がない。当該賞与に係る賞与明細書があるので、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における平成 24 年 7 月支給分の賞与明細書及び同社の事業主が保管していた請求者に係る賃金台帳により、請求期間において請求者は賞与の支払を受け、標準賞与額（31 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 24 年 7 月 10 日支給分の賞与に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500054 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500004 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 9 月まで

私は、昭和 59 年 3 月 31 日に退職後、すぐに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所か郵便局において国民年金保険料を遗漏なく納付した記憶があるが、国の記録によると、保険料の未納期間となっている。

調査の上、請求期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の国民年金第 3 号被保険者に係る資格取得の処理日から、平成 5 年 4 月頃に払い出されたと推認できる上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格は、平成 5 年 4 月 1 日付けで、昭和 59 年 4 月 1 日に遡って、取得処理されていることが確認できる。

また、請求者は、住民票により請求期間の始期から現在まで同一区内に居住していることが確認できる上、上記記号番号以外の手帳を所持していた記憶はないと述べているなど、請求者に対して別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、請求者は平成 5 年 4 月頃まで、国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。なお、平成 5 年 4 月頃の時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500413 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 1500005 号

第1 結論

昭和 44 年 10 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 24 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 44 年 10 月から昭和 51 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、後から国民年金に加入し、私と同様に母に保険料を納付してもらっていた弟の保険料が納付済みで私の保険料が未納となっている期間があるなど、記録がおかしなことになっている。請求期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされていては納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前の国民年金被保険者に係る資格取得日及び国民年金保険料納付状況、並びに請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 52 年 8 月頃に請求者の弟と連番で払い出されたと推認でき、20 歳になったときに母親が国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、戸籍の附票において、請求期間の始期である昭和 44 年 10 月から昭和 52 年 12 月まで住所に変更がないことが確認できることから、請求期間当時に別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも、別の記号番号を確認することができないことを踏まえると、請求者は、上記記号番号が払い出されるまで国民年金の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、請求者の弟は、20 歳となった昭和 49 年 * 月に国民年金強制加入被保険者資格を取得しており、請求期間のうち昭和 51 年 1 月から同年 3 月までに係る弟の国民年金保険料は納付済みであるが、請求者は、昭和 47 年 4 月から昭和 51 年 3 月まで大学生であったと述べており、請求者の国民年金被保険者資格取得日は大学卒業後の同年 4 月 1 日であることがオンライン記録及び請求者が所持する年金手帳で確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求者及びその弟の国民年金保険料を納付していたとしているものの、国民年金加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付方法についての記憶は明確でなく、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500038 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500009 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 15 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 31 年 12 月 25 日から昭和 33 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和 31 年 12 月 25 日から昭和 33 年 12 月 1 日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当該期間はA社B支店に勤務していたので、昭和 31 年 12 月 25 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の元従業員及び請求者の妻の陳述及び回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間において、同社に関連する業務を行っていたことはうかがえる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る「社会保険台帳」によると、請求者の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和 33 年 12 月 1 日と記録されており、国の記録と一致していることが確認できる上、同社は、現在保有している資料は当該社会保険台帳のみと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間に一緒に勤務したとする請求者の妻についても、請求期間において被保険者記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。